

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2019/11/10

VOL.94

● 「同一労働同一賃金」への準備できていますか!?

御社には、「パート」「契約社員」の方は、いらっしゃいますか？

御社に正社員よりも「短い時間で働く人、少ない日数で働く人」、もしくは「契約期間の定めがある人」が在籍している場合には、おそらく『同一労働・同一賃金』に対する何かしらの対応が必要となると思われます。

しかしながら、『同一労働・同一賃金』って言われても同じ仕事をしていたら、みんな同じ賃金額とする必要があるのか？ 均衡待遇ってどの程度をもって「均衡」とするだろうか？ 実施すると言っても何から始めればよいのか？ 等々 どうしたら良いのかさっぱり…といった方も多いのではないのでしょうか。

法改正まで、まだ1年以上先以上あるとはいえ、実際に新たに制度を構築するとなると多くの時間が残されているとは言えません。

そもそも、パートタイマーや契約社員用の就業規則や賃金規定、退職金規定は整えられていますか。そこから始めなければといった企業も多くあるのでは…

ぜひ、当事務所にご相談ください。

● 御社に「パート」「契約社員」がいれば対応が必要です！

①短時間または短日で働く人がいる

②契約期間の定めがある人がいる

「同一労働」であれば均等待遇

「相違」があれば、均衡待遇

「同一労働」かどうかの確認

待遇差の検証

説明に耐えられる制度の
構築